

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4年 10月 5日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキカイシャ センチュリー パル 株式会社センチュリー・パル  
 住所 〒530-0044 大阪市北区東天満二丁目4番2号マークビル2階  
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク キタガワ タカシ 代表取締役 北川 貴司  
 電話番号 06-6355-7530  
 FAX番号 06-6355-7540  
 メールアドレス contact@cenpal.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4年 10月 5日

届出者 カブシキガイシャ センチュリー・パル  
株式会社センチュリー・パル  
〒530-0044  
大阪市北区東天満二丁目4番2号  
ダイヒョウトリニマリヤク キタガワ タカシ マークビル2階  
代表取締役 北川 貴司

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ センチュリー・パル 株式会社センチュリー・パル		
住 所	〒530-0044 大阪市北区東天満二丁目4番2号 マークビル2階		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリニマリヤク キタガワ タカシ 代表取締役 北川 貴司		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 今井 豊	代表取締役 北川 貴司	令和 年 月 日
役員の氏名	代表取締役 伊丹 正	退任	令和 年 月 日
役員の氏名	代表取締役 今井 豊	退任	令和 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4年 10月 5日

申請者

氏名又は名称 株式会社センチュリー・パル

住 所 大阪市北区東天満二丁目4番2号

マークビル2階

代表者氏名 代表取締役 北川 貴司



水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

大阪市北区東天満二丁目4番2号マークビル2階  
株式会社センチュリー・パル

会社法人等番号	1200-02-049747	
商号	株式会社センチュリー・パル	
本店	大阪市北区東天満二丁目4番15号MOR Iビル2階	
	大阪市北区東天満二丁目4番2号マークビル2階	平成30年 5月28日移転 ----- 平成30年 6月14日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成13年10月9日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>空調・衛生・消火設備工事の設計、施工及び請負</u></li> <li>2. <u>空調・衛生・消火設備機器並びにそれらの部品の販売、輸出入</u></li> <li>3. <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に定める労働者派遣事業</u></li> <li>4. <u>各種情報の収集・分析・処理及び提供に関する事業</u></li> <li>5. <u>インターネットによる各種情報サービス業及び通信販売業務</u></li> <li>6. <u>不動産の売買・賃貸・管理及びその仲介</u></li> <li>7. <u>介護保険法に基づく住宅改修工事の設計、施工及び請負</u></li> <li>8. <u>介護用品・介護機器の販売及び輸出入</u></li> <li>9. <u>医療用具・医療用機器の販売及び輸出入</u></li> <li>10. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></li> </ol>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>空調・衛生・消火設備工事の設計、施工及び請負</u></li> <li>2. <u>空調・衛生・消火設備機器並びにそれらの部品の販売、輸出入</u></li> <li>3. <u>土木工事業</u></li> <li>4. <u>建築工事業</u></li> <li>5. <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に定める労働者派遣事業</u></li> <li>6. <u>各種情報の収集・分析・処理及び提供に関する事業</u></li> <li>7. <u>インターネットによる各種情報サービス業及び通信販売業務</u></li> <li>8. <u>不動産の売買・賃貸・管理及びその仲介</u></li> <li>9. <u>介護保険法に基づく住宅改修工事の設計、施工及び請負</u></li> <li>10. <u>介護用品・介護機器の販売及び輸出入</u></li> <li>11. <u>医療用具・医療用機器の販売及び輸出入</u></li> <li>12. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></li> </ol> <p style="text-align: right;">令和 1年 6月18日変更      令和 1年11月19日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>空調・給排水衛生・消火設備工事の設計、施工及び請負</u></li> <li>2. <u>空調・給排水衛生・消火設備機器並びにそれらの部品の販売、輸出入</u></li> <li>3. <u>管工事業</u></li> </ol>	

	<p>4. <u>土木工事業</u> 5. <u>建築工事業</u> 6. <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業</u> 7. <u>各種情報の収集・分析・処理及び提供に関する事業</u> 8. <u>インターネットによる各種情報サービス業及び通信販売業務</u> 9. <u>不動産の売買・賃貸・管理及びその仲介</u> 10. <u>介護保険法に基づく住宅改修工事の設計、施工及び請負</u> 11. <u>介護用品・介護機器の販売及び輸出入</u> 12. <u>医療用具・医療用機器の販売及び輸出入</u> 13. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>令和 3年 4月 1日変更 令和 3年 4月 5日登記</p>	
	<p>1. 空調・給排水衛生・消火設備工事の設計、施工及び請負 2. 空調・給排水衛生・消火設備機器並びにそれらの部品の販売、輸出入 3. 管工事業 4. 電気工事業 5. 土木工事業 6. 建築工事業 7. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業 8. 各種情報の収集・分析・処理及び提供に関する事業 9. インターネットによる各種情報サービス業及び通信販売業務 10. 不動産の売買・賃貸・管理及びその仲介 11. 介護保険法に基づく住宅改修工事の設計、施工及び請負 12. 介護用品・介護機器の販売及び輸出入 13. 医療用具・医療用機器の販売及び輸出入 14. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>令和 4年 5月 25日変更 令和 4年 6月 13日登記</p>	
発行可能株式総数	500株	
	700株	令和 4年 5月 25日変更
		令和 4年 6月 13日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	<p>発行済株式の総数 400株 各種の株式の数 普通株式 100株 議決権制限優先株式 300株</p>	<p>平成30年 6月 14日変更 平成30年 6月 14日登記</p>
資本金の額	金2000万円	<p>平成30年 6月 14日変更 平成30年 6月 14日登記</p>
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	<p>普通株式 200株 議決権制限優先株式 300株 議決権制限優先株式は、毎年事業年度末日において、普通株式に先立ち、1株につき年8000円の優先利益配当金を受ける。ある事業年度における利益</p>	

	<p>配当金が上記の金額に達しない場合であっても、次期以降の事業年度においてその不足額を填補しない。普通株式の受ける1株あたりの利益配当金が、上記金額を超えるときは、これと等しい配当を受ける。</p> <p>議決権制限優先株式は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において全ての決議事項に関して議決権を有しない。</p> <p>平成30年 5月25日変更 平成30年 6月14日登記</p>	
	<p>普通株式 200株 議決権制限付優先株式 500株</p> <p>議決権制限優先株式は、毎年事業年度末日において、普通株式に先立ち、1株につき年8,000円の優先利益配当金を受ける。ある事業年度における利益配当金が上記の金額に達しない場合であっても、次期以降の事業年度においてその不足額を填補しない。普通株式の受ける1株あたりの利益配当金が、上記金額を超えるときは、これと等しい配当を受ける。</p> <p>議決権制限優先株式は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において全ての決議事項に関して議決権を有しない。</p> <p>令和 4年 5月25日変更 令和 4年 6月13日登記</p>	
<p>株式の譲渡制限に関する規定</p>	<p>当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。</p>	
<p>役員に関する事項</p>	<p>取締役 <u>伊 丹 正</u></p>	<p>平成28年10月 3日就任</p>
	<p>取締役 <u>伊 丹 正</u></p>	<p>令和 3年 5月25日重任</p>
		<p>令和 4年 6月13日登記</p>
		<p>令和 4年 6月23日辞任</p>
		<p>令和 4年 6月23日登記</p>
	<p>取締役 <u>今 井 豊</u></p>	<p>平成30年 5月25日就任</p>
		<p>平成30年 6月14日登記</p>
	<p>取締役 <u>今 井 豊</u></p>	<p>令和 3年 5月25日重任</p>
		<p>令和 4年 6月13日登記</p>
		<p>令和 4年 6月23日辞任</p>
	<p>令和 4年 6月23日登記</p>	

	<u>取締役</u> 村田 隆 明	平成30年 5月25日就任
		平成30年 6月14日登記
	取締役 村田 隆 明	令和 3年 5月25日重任
		令和 4年 6月13日登記
	<u>取締役</u> 北川 貴 司	令和 2年 5月25日就任
		令和 2年 6月19日登記
	取締役 北川 貴 司	令和 3年 5月25日重任
		令和 4年 6月13日登記
	<u>取締役</u> 今井 俊 介	令和 2年 5月25日就任
		令和 2年 6月19日登記
	取締役 今井 俊 介	令和 3年 5月25日重任
		令和 4年 6月13日登記
	<u>取締役</u> 秀島 理 恵	令和 2年 5月25日就任
		令和 2年 6月19日登記
	取締役 秀島 理 恵	令和 3年 5月25日重任
		令和 4年 6月13日登記
	大阪府吹田市山田西三丁目52番B-809号 <u>代表取締役</u> 伊 丹 正	平成30年 5月25日就任
		平成30年 6月14日登記
	大阪府吹田市山田西三丁目52番B-809号 <u>代表取締役</u> 伊 丹 正	令和 3年 5月25日重任
		令和 4年 6月13日登記
		令和 4年 6月23日辞任
		令和 4年 6月23日登記

	兵庫県尼崎市瓦宮二丁目31番12号畑方 代表取締役 <u>今井豊</u>	平成30年 5月25日就任
		平成30年 6月14日登記
	兵庫県尼崎市瓦宮二丁目31番12号畑方 代表取締役 <u>今井豊</u>	令和 3年 5月25日重任
		令和 4年 6月13日登記
		令和 4年 6月23日辞任
		令和 4年 6月23日登記
	大阪市鶴見区横堤二丁目21番32号 代表取締役 <u>北川貴司</u>	令和 4年 5月25日就任
		令和 4年 6月13日登記
	会計参与 <u>西脇恭一</u>	平成30年 5月25日就任
	(書類等備置場所) 大阪市東淀川区東中島一丁目20番12号ユニゾーン新大阪827号	平成30年 6月14日登記
会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社 平成30年 5月25日設定	平成30年 6月14日登記
登記記録に関する事項	平成28年10月3日有限会社センチュリー・パルを商号変更し、移行したことにより設立	平成28年10月 3日登記



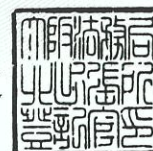
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 4年 8月19日

大阪法務局北出張所  
登記官

樽井克之





株式会社センチュリー・パル定款

平成28年10月	3日	変	更
平成30年	5月25日	変	更
令和3年	4月1日	変	更
令和4年	5月25日	変	更

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社センチュリー・パルと称する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 空調・給排水衛生・消火設備工事の設計、施工及び請負
2. 空調・給排水衛生・消火設備機器並びにそれらの部品の販売、輸出入
3. 管工事業
4. 電気工事業
5. 土木工事業
6. 建築工事業
7. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業
8. 各種情報の収集・分析・処理及び提供に関する事業
9. インターネットによる各種情報サービス業及び通信販売業務
10. 不動産の売買・賃貸・管理及びその仲介
11. 介護保険法に基づく住宅改修工事の設計、施工及び請負
12. 介護用品・介護機器の販売及び輸出入
13. 医療用具・医療用機器の販売及び輸出入
14. 前各号に付帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、700株とする。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第7条 当社の発行する種類株式総数は次のとおりとする。

- (1) 普通株式 200株
  - (2) 議決権制限付優先株式 500株
- 2 議決権制限優先株式の内容は次のとおりである。
- (1) 毎年事業年度末日において、普通株式に先立ち、1株につき年8,000円の優先利益配当金を受ける。
  - (2) ある事業年度における利益配当金が上記の金額に達しない場合であっても、次期以降の事業年度においてその不足額を填補しない。
  - (3) 普通株式の受ける1株あたりの利益配当金が、上記金額を超えるときは、これと等しい配当を受ける。
  - (4) 当社が発行する議決権制限優先株式は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において全ての決議事項に関して議決権を有しない。

(株券の不発行)

第8条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第9条 当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第10条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週

間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第23条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権

の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第24条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び会長、社長)

第26条 当社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人以上を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

③ 代表取締役が2人以上の場合には、会長、社長を取締役の互選によって定めることができる。

④ 会長、社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第27条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 会計参与

(会計参与の員数)

第29条 当会社に、会計参与を置くものとし、その員数は1名とする。

(会計参与の選任の方法)

第30条 当会社の会計参与の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(会計参与の任期)

第31条 当会社の会計参与の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(会計参与の報酬等)

第32条 会計参与の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第34条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。



上記は、当会社の現行定款に相違ありません。

令和 4 年 10 月 5 日

大阪市北区東天満二丁目4番2号 マークビル2階  
株式会社 センチュリー・パル  
代表取締役 北 川 貴 司



# 遅延理由書

生駒市水道事業管理者 様

令和4年5月25日【代表者の変更】および、令和4年6月23日【役員の変更】のため、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書を提出するべきところ、本日まで失念しており、遅延致しました。

今後は十分注意致します。大変申し訳ございませんでした。

令和4年10月5日

名 称 株式会社センチュリー・パル

住 所 大阪市北区東天満二丁目4番2号

マークビル2階

代表者 代表取締役 北川 貴司

